

福岡県ペロブスカイト太陽電池等実証事業補助金交付要綱（案）

（趣旨）

第1条 知事は、ペロブスカイト太陽電池等の普及拡大のため、実証に要する経費に対して、予算の範囲内において福岡県ペロブスカイト太陽電池等実証事業補助金（以下「本補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、福岡県補助金等交付規則（昭和33年規則第5号。以下「交付規則」という）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

一 ペロブスカイト太陽電池等

今後普及が見込まれる技術を用いており、「薄い、軽い、曲げられる」等の特徴をもったペロブスカイト太陽電池、その他知事が認める次世代型太陽電池をいう。

（補助対象事業）

第3条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、県内において、ペロブスカイト太陽電池等を将来の普及を見据えた拡張性が高い場所に設置する実証事業とする。

（交付対象者）

第4条 本補助金の交付の対象となる者は、前条に定める補助事業を行う者であって、次のいずれにも該当しない者とする。

- 一 福岡県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- 二 次のいずれかに該当する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体又は個人
 - ア 暴力団員が事業主又は役員に就任している団体
 - イ 暴力団員が実質的に運営している団体
 - ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している団体又は個人
 - エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、その者と商取引に係る契約を締結している団体又は個人
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している団体又は個人
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している団体又は個人
- 三 県税を滞納するなど法令に抵触し、助成が適当でないと認められる者

（補助対象経費）

第5条 知事は、次に掲げるもののうち、補助事業に必要かつ適当と認める経費（消費税及び地方消費税額を除く。以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

- 一 調査・設計費
- 二 機械装置・設備費

- 三 工事費
- 四 委託費
- 五 管理・運営費
- 六 人件費
- 七 その他の経費

(補助金額及び交付)

第6条 補助金は、補助対象経費の総額に2分の1を乗じて得た額以下の額（千円未満の端数は切り捨てる。）とし、500万円を上限とする。

2 複数の者が共同で補助事業を実施する場合、補助金の交付はその代表者に対して行うものとする。

(国又は他の公的機関から補助を受ける場合)

第7条 前条の規定にかかわらず、この要綱による補助金の交付を受ける者が、同一の事業について同一年度中に国又は他の公的機関から助成又は補助等を受ける場合、当該助成又は補助等を受ける額を補助対象経費から控除する。ただし、この要綱による補助金の交付決定後、交付額を除く経費に対して、国又は他の公的機関から助成又は補助等を受ける場合はこの限りでない。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付の申請をしようとする者は、様式第1号による交付申請書に知事が定める資料を添え、知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第9条 知事は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付決定を行い、様式第2号による交付決定通知書を補助事業を実施する者（以下「補助事業者」という。）に通知するものとする。

(補助事業の変更の承認)

第10条 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとする場合（事業の基本的部分に関わらない変更を除く。）は、あらかじめ様式第3号による変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業の中止又は廃止)

第11条 補助事業者は、補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式第4号による中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(遂行状況報告)

第12条 知事は必要と認めるときは、補助事業者から補助事業の遂行状況について報告を求め、又は補助金の使用状況を調査することができる。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた年度の3月10日までに、様式第5号による補助事業実績報告書に知事が定める資料を添え、知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第14条 知事は、前条の報告を受けた場合には、実績報告等の審査及び必要に応じて現地調査を行い、当該報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第10条に基づく承認をした場合には、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第6号による額の確定通知書により補助事業者に通ずるものとする。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令がなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の交付)

第15条 知事は、前条の規定による補助金の額の確定後、当該補助金を交付するものとする。ただし、補助事業の円滑な推進を図るため必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。

2 補助事業者は、補助金の概算払又は精算払を受けようとするときは、様式第7号による概算払請求書又は様式第8号による精算払請求書を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第16条 知事は、第11条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第9条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

一 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合

四 交付の決定後生じた事情の変更等により補助事業の全部若しくは一部を継続する必要がなくなった場合又は補助事業者の責に帰すべきではない事情により補助事業の遂行ができない場合

2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号の場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。

4 第2項の補助金の返還については、第14条第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

第17条 補助事業者は、補助事業が完了した後も、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、様式第9号による取得財産等管理台帳を備え、管理しなければならない。

(財産の処分の制限)

第18条 補助事業者は、取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものについて、補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して知事が定める期間内に、補助の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供する場合は、あらかじめ様式第10号による財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助事業者が、交付を受けた補助金の全部に相当する額を県に納付した場合を除く。

2 知事は、前項に規定する財産の処分を承認した場合において、当該処分により補助事業者収入が生じた場合は、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができる。

(補助事業の経理等)

第19条 補助事業者は、補助事業に係る経費について、帳簿及び全ての証拠資料を備え、他の経費と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかななければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠資料を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、知事の要求があったときはいつでも閲覧に供せるよう保存しておかななければならない。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年●月●日から施行し、令和7年度の補助金から適用する。